

授業料減免制度（大学）

本学の入学試験の合格者で、入学意志があるにも関わらず、経済的理由により授業料の納付が困難である者に対し、授業料の50%または25%を免除します。

申請要件

本学への入学意志があるにも関わらず、経済的理由により授業料の納付が困難である者、かつ申請者本人と生計を一にする家計支持者の合算した収入（給与・年金収入以外の者は所得）の合計が、以下の基準を満たす者。なお、審査基準となる収入（給与・年金収入以外の者は所得）は原則として2018年1月1日から12月31日の内容のものとする。

- 1 給与・年金収入のみの場合：収入500万円未満
- 2 1以外の場合：所得150万円未満

※1 主たる家計支持者、従たる家計支持者については、家計支持者のうち、収入・所得が多い方から2名を記載してください。

※2 給与・年金収入及び事業所得等の両方がある場合は、合算した収入・所得とし、基準は上記2で判断します。

減免内容

2020年度の授業料の50%または25%

※1 入学料、教育充実費、委託諸費は、本制度における減免の対象とはなりません。

※2 本学が定める審査基準を満たした場合、最長で大学4年間減免が適用されます（1年ごとに申請が必要です）。

納付金

学科	内訳	正規学費	50%減免	25%減免
音楽学科	入学料	200,000	200,000	200,000
	授業料	1,200,000	600,000	900,000
	教育充実費	300,000	300,000	300,000
	委託諸費	23,960	23,960	23,960
	初年度計	1,723,960	1,123,960	1,423,960
	4年間合計	6,266,460	3,866,460	5,066,460
美術学科	入学料	200,000	200,000	200,000
	授業料	900,000	450,000	675,000
	教育充実費	300,000	300,000	300,000
	委託諸費	23,960	23,960	23,960
	初年度計	1,423,960	973,960	1,198,960
	4年間合計	5,066,460	3,266,460	4,166,460
地域社会学科	入学料	200,000	200,000	200,000
	授業料	700,000	350,000	525,000
	教育充実費	250,000	250,000	250,000
	委託諸費	23,960	23,960	23,960
	初年度計	1,173,960	823,960	998,960
	4年間合計	4,066,460	2,666,460	3,366,460

対象人数

本学が実施する入学試験に合格したうえで、本学が定める審査基準を満たした者全員

申請手続

申請期間

受験する入学試験の出願期間と同一

申請方法

入学願書の「授業料減免」欄にマークのうえ、入学願書等と共に次の申請書類を提出してください。

※本学の他の入学試験を受験せず、給費生入学試験のみを受験する場合、授業料減免制度の申請をすることはできません。

申請書類

◆申請者全員が必ず提出する書類

申請書類	注意事項
授業料減免申請書[本申請用]	本学所定の様式を使用
授業料減免確認事項記入票[本申請用]	本学所定の様式を使用
<u>給与収入者</u> 源泉徴収票 (家計支持者ともに就業している場合、両方必要です。)	1 2018年の内容のもの 2 2019年の内容のもの ※1 2について、申請時に提出できない場合は、発行され次第必ず提出してください。 ※2 複数の事業所で勤務している場合や転職等をした場合は、全ての事業所の源泉徴収票が必要です。
<u>給与・年金収入以外の所得者</u> 下記1, 2のいずれか 1 確定申告書(控)の写し 2 都道府県民税・市町村民税申告書(控)の写し	1 2018年の内容のもの 2 2019年の内容のもの ※1 2について、申請時に提出できない場合は、発行され次第必ず提出してください。 ※2 原則として税務署若しくは都道府県または市町村の受付印が押印されているものに限ります。
世帯全員分の住民票	1 申請日から起算して3ヵ月以内のもの 2 「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」等と記載されたもの 3 続柄の記載されたもの 4 個人番号(マイナンバー)を記載した住民票は提出しないでください。

◆その他、該当者が提出する書類

申請書類	注意事項
① 2018年から継続して家計支持者のいずれか、または両方が無職の場合 平成31年度(30年分)非課税証明書または所得金額0円と記載のある所得証明書	左記のほか、入学後、平成32年度(31年分)非課税証明書または所得金額0円と記載のある所得証明書を提出していただきます。
② 2019年中に家計支持者のいずれか、または両方が無職となった場合 雇用保険受給中または受給を終了した場合 ⇒⑩参照 雇用保険を受給していない場合 ⇒右記参照	次の1, 2すべて 1 収入(所得)に関する申立書(所定様式) 2 公共職業安定所(ハローワーク)が発行する離職票-1, 2または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し(最終の勤務先で雇用保険の被保険者でなかった場合は、在職期間証明書(任意様式。最終の勤務先の証明印が必要となります。))

<p>③ 家計支持者のいずれか、または両方が2019年1月以降に転職し、申請時点で2019年源泉徴収票を提出できない場合 下記1, 2のいずれか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収入見込証明書 2 2019年の全ての給与明細の写し（賞与がある場合は賞与を含む） 	<ol style="list-style-type: none"> 1 収入見込証明書は所定様式がありますが、勤務先が発行した様式でも構いません（必要な記載内容は所定様式に準じます）。勤務先の証明印が必要となります。 2 2019年源泉徴収票は発行され次第、必ず提出してください。
<p>④2019年1月以降に自営業を始めた場合 2018年の帳簿等の写し</p>	<p>収入金額や必要経費が記載してあるもの</p>
<p>⑤2019年1月以降に自営業をやめた場合 下記1, 2すべて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人事業の廃業等届出書 2 （廃業するまでの）2019年の帳簿等の写し 	<p>帳簿等の写しは収入金額や必要経費が記載してあるもの</p>
<p>⑥家計支持者が別居している場合 下記1, 2すべて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 単身赴任であることを確認できる書類（辞令の写し等） 2 単身赴任経費に関する領収書の写し 	<p>対象となるのは住居・光熱・水道・家具・家事用品です。引越代、食費、電話代、駐車場代、ガソリン代等は対象外です。</p>
<p>⑦年金収入がある場合 年金通知書または年金額改定通知書の写し</p>	<p>日本年金機構等が発行するもの。 年額を給与とみなします。</p>
<p>⑧障がい者がいる場合 障がい者手帳の写し</p>	<p>都道府県、市町村が発行するもの</p>
<p>⑨傷病手当金を受給している場合 傷病手当金通知書の写し</p>	<p>加入している健康保険組合が発行するもの。給与とみなします。</p>
<p>⑩雇用保険を受給中または受給を終了し、現在無職の者 雇用保険受給資格者証の写し</p>	<p>公共職業安定所（ハローワーク）が発行するもの</p>
<p>⑪生活保護を受給している場合 生活保護決定通知書等、受給月額がわかるものの写し</p>	<p>市町村が発行するもの。年額を給与とみなします。</p>
<p>⑫各種手当（児童扶養手当、児童手当等）を受給している場合 各種通知書の写し</p>	<p>市町村が発行するもの</p>
<p>⑬申請者本人が施設等に在籍している場合 施設在籍証明書</p>	<p>施設が発行した様式を使用してください。</p>
<p>⑭申請者が里親による養育を受けている場合</p>	<p>市町村が発行するもの</p>

児童（里親）委託証明書	
⑮長期療養中の者がいる場合 下記1～3すべて 1 診断書（原本） 2 療養支出金額を明示した領収書の写し（過去6ヵ月分） 3 療養に必要な今後1年間の支出金額計算表（任意様式）	申請日現在において6ヵ月以上にわたる長期療養中の者、または療養見込みの者を対象とします。 療養支出金額を明示した領収書について、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補填される金額は除きます。
⑯この1年間に火災・風水害または盗難等の被害を受けたことがあり、長期（2年以上）に渡って支出の増加または収入の減少がある（見込まれる）場合 被害を受けたことの証明書	罹災証明書、盗難届の証明書（届出受理番号）と被害により生じた実費を証明する領収書の写し。
⑰その他	本学入試広報課へお問合せください。

審査内容

申請者本人と生計を一にする家計支持者の合算した収入（給与・年金収入以外の者は所得）及び学生本人の家計状況（母子家庭・父子家庭，就学している兄弟姉妹の通学状況（公立・私立），自宅通学・自宅外通学の見込み等）を総合的に判定し，本学が定める一定基準以下の者に対し，授業料を減免します。

なお，原則として申請時及び審査時の収入は，2018年1月1日～12月31日の内容により判定しますが，婚姻，転職，失業等により，家計の状況が申請時に大きく変わっている場合は，本学入試広報課にご相談ください。

※収入や家計状況の参考としてモデルケースをご確認ください。

審査結果

入学試験の合格発表時に授業料減免結果通知書を同封します。

その他

事前審査

以下の期間において，事前審査を受けることができます。事前審査を受けることにより，授業料減免適用の可否及び減免率並びに減免額を参考として知ることができます。

なお，事前審査時に提出した内容から本申請時に提出した内容が大幅に異なる場合（例：無職となったため収入が大きく異なる，ひとり親世帯であったが婚姻したため家族構成が大きく異なる等），本申請時に事前審査で通知した結果と異なる可能性があります。減免結果を約束するものではありませんので，ご注意ください。

また，本申請にあたり，事前審査を受けることが必須の要件ではありません。

[事前審査申請期間]

- ① 2019年 5月27日（月）～6月7日（金）必着
- ② 2019年 8月19日（月）～8月30日（金）必着
- ③ 2019年 9月30日（月）～10月11日（金）必着
- ④ 2019年 12月2日（月）～12月13日（金）必着

[事前審査申請書類]

事前審査申請書類	注意事項
①授業料減免申請書[事前審査用]	[本申請用]は使用しないでください。
②授業料減免確認事項記入票[事前審査用]	[本申請用]は使用しないでください。
③本申請時に必要な書類一式	前頁を参照してください。
④返信用封筒 (切手を貼付した長形3号封筒)	事前審査結果通知時に使用しますので、必ず自身の宛先・宛名を記入してください。

※1 事前審査申請をする場合は、入学願書用の封筒は使用せず、ご自身で封筒を用意し、「事前審査申請書在中」と朱書きで明記のうえ、本学入試広報課へ送付してください。

※2 収入見込証明書、収入(所得)に関する申立書が必要な方は、本申請時にも使用しますので、事前審査時は様式の写しをとったうえでご使用ください。

[事前審査結果通知]

- ①6月17日(月)
- ②9月6日(金)
- ③10月21日(月)
- ④12月24日(火)

モデルケース

授業料減免は家計支持者の収入だけではなく、家族数や家計の状況、兄弟姉妹の通学状況等により総合的に判断します。減免が適用となる場合、ならない場合の例として、下記のモデルケースをご参照ください。

なお、入学する学科の授業料も考慮するため、例④～⑥のように同じ家族構成、収入、家計状況であっても、入学する学科によって減免率が異なることがあります。

50%減免となる場合

[例①] **5人世帯** 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収 350 万円），母（パート：年収 100 万円）
弟（私立高校生：自宅外通学），弟（中学生）

[例②] **3人世帯** 本人（自宅外から通学予定）
母（会社員：年収 315 万円），妹（私立高校生：自宅通学）

[例③] **5人世帯** 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収 440 万円），母（パート：年収 50 万円）
兄（私立大学生：自宅通学），弟（公立高校生：自宅通学）

例①～③減免額	
音楽	－600,000 円/年 [50%]
美術	－450,000 円/年 [50%]
社会	－350,000 円/年 [50%]

学科により減免率が異なる場合

[例④] **4人世帯** 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収 350 万円（単身赴任中）），母（パート：年収 65 万円）
妹（私立高校生：自宅外通学）

[例⑤] **5人世帯** 本人（自宅から通学予定）
父母（自営業：年間所得 145 万円），妹（公立高校生：自宅通学），弟（中学生）

[例⑥] **5人世帯** 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収 410 万円），母（パート：年収 80 万円）
弟（公立高校生：自宅通学），妹（中学生）

例④～⑥減免額	
音楽	－600,000 円/年 [50%]
美術	－225,000 円/年 [25%]
社会	－175,000 円/年 [25%]

25%減免となる場合

[例⑦] **4人世帯** 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収 320 万円），母（パート：年収 60 万円）
弟（私立高校生：自宅通学）

[例⑧] **2人世帯** 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収 335 万円）

[例⑨] **4人世帯** 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収 490 万円），母（専業主婦：収入なし）
兄（私立大学生：自宅外通学）

[例⑩] **3人世帯** 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収 380 万円），妹（公立高校生：自宅通学）

[例⑪] **5人世帯** 本人（自宅から通学予定）
父（会社員：年収 470 万円），母（パート：年収 25 万円）
弟（公立高校生：自宅通学），弟（中学生）

例⑦～⑪減免額	
音楽	－300,000 円/年 [25%]
美術	－225,000 円/年 [25%]
社会	－175,000 円/年 [25%]

授業料減免とならない場合

- [例①] **4人世帯** 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収 445 万円），母（パート：年収 50 万円）
弟（公立高校生：自宅通学）
- [例②] **4人世帯** 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収 495 万円），母（専業主婦：収入なし）
弟（私立高校生：自宅通学）
- [例③] **2人世帯** 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収 410 万円）
- [例④] **2人世帯** 本人（自宅外から通学予定）
母（会社員：年収 470 万円）
- [例⑤] **3人世帯** 本人（自宅から通学予定）
母（会社員：年収 460 万円），妹（公立高校生：自宅通学）
- [例⑥] **3人世帯** 本人（自宅外から通学予定）
父（会社員：年収 415 万円），母（パート：年収 80 万円）

資格の取消し

授業料減免採用者に次の事由がある場合，その資格を取消すものとする。

- 1 他大学等への転学，休学，退学または除籍されたとき
- 2 申請時の提出書類に虚偽の記載を行ったとき
- 3 学則により懲戒処分を受けたとき
- 4 長期間に渡り欠席し，学業継続の意思がないと認められたとき
- 5 その他，性行不良等で不適格と認められたとき

他制度との併用について

授業料減免制度の適用者が、給費生入学試験または芸術特待生入学試験に合格した場合の減免額の扱いは以下のとおりとなります（下記初年度納付額表参照）。

	授業料減免制度 50%免除相当対象者	授業料減免制度 25%免除相当対象者
給費生入学試験 合格	<u>給費生の減免額が適用されます。</u> 【音楽・美術】 授業料 50%免除+教育充実費全額免除 初年度納付額 音楽 823,960 円 美術 673,960 円 【地域社会】 授業料+教育充実費全額免除 初年度納付額 社会 223,960 円	
芸術特待生入学試験 合格 [SA 特待生]	<u>芸術特待生[SA 特待生]の減免額が適用されます。</u> 入学料+授業料+教育充実費全額免除 初年度納付額 音楽 23,960 円 美術 23,960 円	
芸術特待生入学試験 合格 [AA 特待生]	<u>芸術特待生[AA 特待生]の減免額が適用されます。</u> 入学料+授業料全額免除 初年度納付額 音楽 323,960 円 美術 323,960 円	
芸術特待生入学試験 合格 [A 特待生]	<u>芸術特待生[A 特待生]の減免額が適用されます。</u> 入学料全額免除+授業料 50%免除 初年度納付額 音楽 923,960 円 美術 773,960 円	
芸術特待生入学試験 合格 [B 特待生]	<u>芸術特待生[B 特待生]の減免額と授業料減免制度の一部の減免額が適用されます。</u> 入学料全額免除+授業料 50%免除 初年度納付額 音楽 923,960 円 美術 773,960 円 入学料全額免除 +授業料 25%免除	<u>芸術特待生[B 特待生]の減免額が適用されます。</u> 入学料全額免除+授業料 25%免除 初年度納付額 音楽 1,223,960 円 美術 998,960 円
芸術特待生入学試験 合格 [C 特待生]	<u>芸術特待生[C 特待生]の減免額と授業料減免制度の減免額が適用されます。</u> 入学料全額免除+授業料 50%免除 初年度納付額 音楽 923,960 円 美術 773,960 円 入学料全額免除	<u>芸術特待生[C 特待生]の減免額と授業料減免制度の減免額が適用されます。</u> 入学料全額免除+授業料 25%免除 初年度納付額 音楽 1,223,960 円 美術 998,960 円

授業料減免に関する Q&A

Q1. 母子家庭ですが、申請すれば減免になりますか。

特別な事情がある世帯（母子家庭、父子家庭、生活保護世帯、障がい者のいる世帯等）は、既定の控除を行います。収入や家計の状況により、本学が定める基準に達しなかった場合は、減免とはなりません。

Q2. 申請期間に提出するのを失念してしまいました。申請期間後に提出することはできますか。

申請期間後に提出することはできません。また、収入や家計状況の確認書類は、官公庁や企業により発行まで時間がかかる場合がありますので、余裕を持って準備してください。

Q3. 事前審査を受けていませんが、本申請をすることはできますか。

本申請にあたり、事前審査を受けることが必須の要件ではありませんので、事前審査を受けていなくても、収入（給与・年金収入以外の者は所得）要件を満たしていれば、申請することができます。

Q4. 11月の学校推薦入学試験の合格後に芸術特待生入学試験または給費生入学試験を受験しようと考えています。学校推薦入学試験の出願時に授業料減免の申請をしましたが、この後受験する芸術特待生入学試験または給費生入学試験の出願の際に、授業料減免の申請をすることはできますか。

今年度一番最初に受験する入学試験に出願する際に授業料減免の申請をしていただきますので、学校推薦入学試験合格後に受験する芸術特待生入学試験または給費生入学試験のタイミングでは申請できません。

なお、学校推薦入学試験等の合格後に家計が急変した場合は、本学入試広報課へご相談ください。

Q5. 事前審査時に提出した書類と同じものを、本申請時にまた改めて提出する必要がありますか。

事前審査時に提出した書類が、2018年の内容に関するものであれば、改めて提出する必要はありませんが、2019年の内容に関するものは、改めて最新のものを提出してください。また、授業料減免申請書、授業料減免確認事項記入票は[本申請用]の様式により提出してください。

Q6. モデルケースとほぼ同じ家族構成、収入、家計状況ですが、そのとおりの減免率になりますか。

入学する学科の授業料も考慮するため、モデルケースどおりの家族構成、収入、家計状況であっても、入学する学科によって採否結果及び減免率が異なることがあります。

Q7. 大学生の兄、高校生の弟、中学生の妹がいます。在学証明書が必要でしょうか。

兄弟姉妹の在学証明書は、提出の必要はありません。

Q8. 母が専業主婦です。何か提出する書類はありますか。

収入が無いことを証明する書類が必要です。申請書類①及び②を参照してください。

Q9. 2018年まで元気に働いていた父が体調を崩し、2019年中に休職することとなり、収入が激減しました。現在の収入を考慮されますか。

特別な事情により家計の急変があった場合、直近の収入を考慮する場合がありますので、まずは本学入試広報課へご相談ください。

なお、申請時点で継続して6ヶ月以上療養中（長期療養者）の場合は、申請書類⑮を参照してください。

Q10. 申請書類は写しを提出しても良いですか。

授業料減免申請書，授業料減免確認事項記入票，住民票，所得証明書（（非）課税証明書），押印が必要なもの（収入見込証明書，在職期間証明書等），診断書，罹災証明書等は原本が必要となります。領収書や各種通知書は写しでも構いません。

ただし，本申請時に原本が必要となる上記書類であっても，事前審査時は写しでも構いません（授業料減免申請書，授業料減免確認事項記入票は除く）。

なお，事前審査時に写しを提出した場合は，本申請時に必ず原本を提出してください。

Q11. 住宅を購入したばかりでローンがあり，さらに父の趣味が高じて少し借金もあります。考慮されますか。

授業料減免制度は，借金の多い家庭に対するものではないので，考慮しません。

Q12. 単身赴任中の父と道外の大学に進学した兄がいます。この場合，生計を一にしている家族と考えられますか。

現在一緒に住んでいなくても単身赴任中の父の収入で生活をしている，道外の大学にいる兄に仕送りをしている場合等は生計を一にしていると考えられます。

Q13. 入学試験において高得点だった者の方が減免されやすいでしょうか。

本学の入学試験に合格することが前提となりますが，高得点の者の方が減免になりやすいということはありません。

Q14. （非）課税証明書（所得証明書）を提出する必要がありますが，市役所で発行できないと言われました。提出しなくてもいいですか。

当該年（その前年内容分）の（非）課税証明書（所得証明書）は，当該年の1月1日に居住していた自治体で発行されます。それ以降に引っ越された方は前の住所の自治体に問合せください。また，所得の申告をしていなければ，課税証明書が発行されない場合があります。自治体に問合せ，申告を行い，課税証明書を発行してもらうか，非課税証明書を発行してもらってください。

Q15. 住民票に記載している住所が現在住んでいる住所と違いますが，どうしたら良いでしょうか。現住所を証明する書類（アパートの契約書の写し等）を提出してください。

Q16. 別居している社会人の兄がいますが，住民票を異動していないため，住民票に兄の名前が載っています。どうしたら良いでしょうか。

家族の人数から除いて構いません。ただし，別生計であることを確認するため，兄の現住所を確認できる書類（公共料金の領収書の写し，アパートの契約書の写し等）を提出してください。

Q17. 父が失業し，次の仕事が見つかるまで，短期間のアルバイトをしており，わずかながら収入があります。それらについても，収入を確認できる書類の提出が必要ですか。

必要です。申請書類③を参照してください。

Q18. 日本学生支援機構に奨学金の申込みをする予定ですが，奨学金の申込みをしていても授業料減免の申請はできますか。

奨学金の申込みをしている場合でも授業料減免の申請は可能です。また，授業料を減免されることとなった者が，奨学金の採用が決まった場合でも，資格の取消し事項にあたる場合を除き，授業料減免の決定が取消されることはありません。

Q19. 一般入学試験Ⅰ期は不合格になりましたが，そのときに申請した授業料減免結果は25%の減免でした。再度挑戦する一般入学試験Ⅱ期の出願時に改めて授業料減免制度を申請する必要がありますか。

再度の申請は不要です。